

令和 6 年能登半島地震に係る被災家屋等の解体及び撤去に
関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、令和 6 年能登半島地震による災害（以下「災害」という。）により市内において損壊した被災家屋等を、当該被災家屋等の所有者の申請に応じて市が災害廃棄物として解体及び撤去（収集、運搬及び処分を含む。以下同じ。）をすること（以下「事業」という。）により、生活環境保全上及び公衆衛生上の支障の除去並びに二次災害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住家 現実には人の居住のために使用している建物（賃貸住宅を除く。）をいう
- (2) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者又は法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 6 号に規定する公益法人等をいう。
- (3) 住家以外の建物等 個人が所有する住家以外の建物又は中小企業者等が所有する賃貸住宅若しくは事業所等をいう。
- (4) 被災家屋等 次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

ア 住家であって罹災証明書の交付を受け、その被害の程度が全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊とされたもの

イ 住家以外の建物等であって公費解体に係る被災証明書の交付を受け、その被害の程度が全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊とされたもの

ウ ア又はイに掲げるものと同一の敷地に附属する損壊が著しい門、

塀、擁壁その他の工作物及び立木（以下「撤去対象物」という。）であって、当該ア又はイに掲げるものと一体的に解体及び撤去が行われなければ、当該ア又はイに掲げるものの解体及び撤去を実施できないと市長が認めるもの

（対象となる被災家屋等）

第3条 事業の対象となる被災家屋等は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 解体及び撤去をしなければ人的又は物的被害を引き起こすおそれがあり、かつ、生活環境保全上及び公衆衛生上の支障の除去並びに二次災害の防止のため、市長が解体及び撤去の必要があると認めるものであること。
- (2) 災害時において現に使用していたものであること。ただし、倒壊による安全上の支障のおそれその他のやむを得ない事情があるものとして市長が認めるものについては、この限りでない。
- (3) 地上部分であること。ただし、地上部分と一体的に解体及び撤去をする必要があると市長が認めるものについては、この限りでない。

（申請）

第4条 被災家屋等について事業の実施を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、被災家屋等の解体及び撤去申請書（様式第1号）に別表に定める提出書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の期限は、令和6年12月27日とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

（実施の決定）

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があつた場合において、その内容を審査し、当該申請に係る事業の実施を決定したときは被災家屋等の解体及び撤去決定通知書（様式第2号）により、事業を実施しないことを決定したときは被災家屋等の不解体及び不撤去決定通知書（様式

第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(遵守事項)

第6条 前条の規定による事業の実施決定の通知を受けた者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 被災家屋等の解体及び撤去を実施する日（以下「実施日」という。）の前日までに、当該被災家屋等内の一切の動産を搬出すること。ただし、やむを得ない事情により搬出できないと市長が認める動産については、この限りでない。
- (2) 被災家屋等に係る水道、下水道、ガス等の配管及び電気、電話、有線放送等の結線等の除去に伴う各種手続きについては、実施日の前日までに対象者がそれぞれの供給事業者に対して行うこと。
- (3) 他者の所有物を一緒に廃棄しないこと。
- (4) 被災家屋等の解体及び撤去を行うために隣接地への立入り、掘削等が必要となる場合は、実施日の前日までに当該隣接地の所有者から同意を得ること。
- (5) 事業の実施日の前日までに、近隣に住む者に対しその周知を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(申請の取下げ)

第7条 対象者は、第4条第1項の規定による申請を取り下げる場合は、第5条の規定による事業の実施決定の通知を受けた日の翌日から起算して5日以内に被災家屋等の解体及び撤去に係る事業取下げ書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による取下げを承認したときは、被災家屋等の解体及び撤去事業取下げ承認通知書（様式第5号）により対象者に通知するものとする。

(完了通知)

第8条 市長は、被災家屋等の解体及び撤去を完了したときは、対象者に対し速やかにその旨を被災家屋等の解体及び撤去事業完了通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（実施の取消し等）

第9条 市長は、次の各号の要件のいずれかに該当する場合は、当該事業の実施の決定を取り消し、被災家屋等の解体及び撤去事業実施取消し通知書（様式第7号）により対象者に通知するものとする。

(1) 対象者が偽りその他の不正な手段により第5条の規定による事業の実施決定の通知を受けた場合

(2) 対象者が第6条の規定に違反した場合

2 市長は、前項の規定により事業の実施の決定を取り消した場合において、既に市による被災家屋等の解体及び撤去が実施されているときは、当該対象者に対し、解体及び撤去に要した費用の全額又は一部を請求するものとする。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和6年5月28日告示第168号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和6年9月26日告示第252号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第４条関係）

No.	提出書類	備考
1	被災家屋等の解体及び撤去に係る誓約書兼同意書	様式第８号
2	罹災証明書又は公費解体に係る被災証明書	
3	本人確認ができる書類の写し	法人の場合は、法人の登記事項証明書
4	印鑑登録証明書	法人の場合は、印鑑証明書
5	被災家屋等（工作物を除く。）の登記事項証明書	登記されていない場合は固定資産評価証明書、その他被災家屋等（工作物を除く。）の所有者であることを証する書類
6	被災家屋等の配置図	様式第９号
7	被災家屋等の現況写真	被災家屋等の全景が写ったもの（解体及び撤去する対象が特定できるもの）
8	委任状	代理人が申請する場合に限る。様式第１０号
9	共有者全員の被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書（共有者・相続人）及び印鑑登録証明書	被災家屋等が共有である場合（被災家屋等の登記上の所有者が死亡している場合を除く。）様式第１１号
10	賃借人全員の被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書（関係権利者）	賃貸住宅に限る。 様式第１２号
11	被災家屋等を差し押さえた債権者全員（本市を	被災家屋等が差し押さえら

	除く。)の被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書（関係権利者）	れている場合に限る。
12	遺産分割協議書、公正証書遺言又は相続人全員の被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書（共有者・相続人）、被災家屋等の所有者が死亡していることが分かる書類、相続人全員の印鑑登録証明書（公正証書遺言を提出する場合を除く。）及び戸籍謄本その他の相続人を確認することができる書類	被災家屋等の登記上の所有者が死亡している場合に限る。
13	遺産分割調停調書又は遺産分割審判所及び審判確定証明書	被災家屋等の登記上の所有者が死亡している場合において、遺産分割に係る調停が成立し、又は審判が確定しているときに限る。
14	その他市長が必要があると認める書類	